

# エネルギー政策推進特別委員会記録

開催日時 平成28年8月17日(水) 10:05~11:09

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

上田 悟 委員長  
佐藤 光紀 副委員長  
川口 延良 委員  
井岡 正徳 委員  
西川 均 委員  
阪口 保 委員  
田尻 匠 委員  
奥山 博康 委員  
宮本 次郎 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村田 地域振興部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 当面の諸課題について

<会議の経過>

○上田委員長 ただいまよりエネルギー政策推進特別委員会を開会します。

本日は全員おそろいです。

本日、当委員会に対して1名の方から傍聴の申し出があります。入室していただきます。

なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含めまして、20名を限度に入室していただきますのでご承知ください。

それでは、議事に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

私、上田と佐藤議員が、さきの6月定例県議会において、当委員会の正副委員長に選任されました。委員各位並びに理事者のご協力を得まして、円滑な運営に努めてまいりたいと存じますので、よろしく申し上げます。

次に、出席を求める理事者についてですが、去る7月19日の正副委員長会議で、お手元に配付のとおり決定されていますので、ご了承願います。

次に、6月22日付の人事異動により、理事者に異動がありましたので、地域振興部長から自己紹介をお願いします。

○村田地域振興部長 去る6月22日付で地域振興部長を拝命しました村田です。どうぞよろしくお願いします。

本県県政発展のために全力を傾注してまいりたいと思いますので、上田委員長、佐藤副委員長をはじめ、エネルギー政策推進特別委員会の皆様にご指導賜りたくご挨拶をさせていただいた次第です。どうぞよろしくお願いします。

○上田委員長 次に、7月19日の正副委員長会議で決定されました委員会等に関する申し合わせ事項及び口頭申し合わせ事項をお手元に配付しています。後ほどお目通しをお願いします。

次に、委員会の運営についてですが、お手元に「特別委員会の設置に関する申し合わせ」を配付しています。この申し合わせでは、調査期間終了後に、その成果を本会議で報告すること及び委員間討議の方法による議論を行うこととなっています。

それでは、お手元に配付しています委員会の運営についてにより、私より説明をします。

1の所管事項及び調査・審査事務については、記載のとおりです。

2、議論の方向について、昨年の委員会設置から議論していただき、一定の議論の方向として取りまとめたものです。

3の今後の委員会の運営ですが、今後、所管事項等にかかわる調査並びに審査を行うとともに、ただいまの議論の方向による委員間討議を行いながら、4の当面のスケジュールに沿って来年の6月定例会において、委員会としての成果を報告したいと考えています。よろしくお願いします。

ただいまの説明でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ご意見等ありませんか。

それでは、当委員会は引き続き委員間討議の時間もとりながら、調査並びに審査を進めたいと思います。

次に、事務分掌表をお手元に配付していますので、参考にしてください。

案件に入ります。

当面の諸課題についてです。委員の皆さん方から質疑等があれば、ご発言願います。

○宮本委員 再生可能エネルギーの普及促進ということで、当委員会でもいろいろと議論

を進めてまいりました。特に太陽光発電が再生可能エネルギーの中でも中心的な存在として役割を果たしてきたのはご承知のとおりですが、最近、全国的にも太陽光発電、中でも発電の電力容量が1メガ、2メガのメガソーラーという広大な太陽光パネルを設置する場合に、周辺の環境や景観をどう保全するのかや、住宅地のそばにつけられた場合に、住民に対していろいろな影響を及ぼすことがしばしば問題になっています。

そういうことを気にしていたわけですが、私の住んでいます平群町にこのほど2メガワット規模のメガソーラー建設が進められようとしており、ローズタウン若葉台は約300世帯が住む住宅地ですが、第2開発を予定していたものの、開発会社が倒産をしたということで、18年間放置されていた第2開発予定地だったところとその隣地に、約7,900枚の太陽光パネルを設置するという、土地の広さで言うと約9,000坪の土地に、建設が予定をされているということで、8月12日の奈良新聞1面にも取り上げられましたが、非常に問題になっています。

私も5月ごろからかかわっていますが、事業主である太陽設備は3月に県と町に計画を説明したということですが、住民には何も説明しなかったのです。5月になって、測量のための伐採を行うためにいろいろな重機を入れていたのを住民が、あれは何をやっているのだということで問い合わせ、メガソーラーらしいですよということで、初めて住民は知ることになって、その後、どういうものなのか説明してほしいということが言われて、7月17日になってようやく住民説明会が行われました。ところが、住民説明会では、住民のさまざまな疑問や要望に全く責任ある回答がなされなかったということで、私も参加していてびっくりしたのですが、業者側からは、責任を持って答えられる者が出席していないので、回答は2週間ほど待つてほしいと一貫した姿勢だったのです。ところが、7月17日からきょうで間もなく1カ月たつのですが、いまだ回答がないということです。

住民側から出ているのは、土砂の流出が起こるのではないかと。18年間開発が放置されていきましたから、土砂の流出に悩まされてきたわけですが、太陽光パネルを設置した際に、土砂の流出が一層ひどくなるのではないかという心配の声や、一定の盛り土、切り土をするわけですが、敷地内に無筋コンクリートの土台を置いてパネルを7,900枚置くということで、本当に災害対策として大丈夫なのかという心配の声や反射光が住宅に入っていないかという心配や気温が上昇するのではないか、電磁波によるノイズの影響はないのか、住宅から5メートルしか離れていないところに設置をされるので、せめて植樹をしてほしいという要望が当日出されたのですが、これに対して全く回答がないということで、

自治会が臨時に総会をして、反対決議を上げて、8月10日には県庁にこの開発行為を許可しないでほしいという要請書が出されたり、あるいは事業主にも同じような対応を求める要請書が出されるという事態になっています。

お聞きしたいのは、こういう住民に非常に大きな影響を与えるような太陽光発電、メガソーラーの建設などについて、一定の住民合意を得るための業者側の丁寧な対応が必要ではないかと。そのために、せめて数回にわたる説明会を開いて住民の要望を聞くという対応をするような指導を県ができないのかを1点お尋ねします。

こういったメガソーラー開発建設について、例えば住民から出ています土砂流出対策に対して県としてどう対応しているのかや排水機能の確保に対して県はどのようにかかわっているのか、災害対策、地すべりが起こらないかなどという心配があります。そういうものに対して県はどうかかわっているのかと。

4つ目に、景観対策です。景観保全のために県が例えば環境アセスメントという観点でかかわっているところがあるのかどうかと。住民から出ていましたパネルに対する反射光や熱を持ってこないのかなど気温上昇はしないのかという太陽光パネルそのものから発せられる公害に対する心配に対して県としてかかわれないのかということをおもいますが、きょうは初度の委員会ということもありますし、当委員会に出席している理事者、担当課長でいいますと、県土マネジメント部などは入っていませんので、十分に回答できないということもあろうかと思いますが、住民の声に対してどう応えるのかについて、一定の見解をお聞かせいただければと思います。

**○宇都宮エネルギー政策課長** 太陽光発電設備の設置にかかわります手続等についてご説明します。

これらの設置については、固定価格買い取り制度、いわゆるFIT制度と言われるものですが、それを活用されることになろうかと思えます。その手続については、国の資源エネルギー庁が窓口になりますが、そちらに申請を行い、認定を受けるものと、あわせて送配電事業者、今回の件に関しては関西電力へ接続契約を締結する必要があることとなります。これにあわせて、計画地に関します土地利用の規制等関係の手続を進める形となります。

再生可能エネルギー設備の設置そのものに係ります申請、届出等の権限については県にはありません。計画地の整備に関して、土地利用規制等の法令に基づいた手続を行うことになろうかと思えます。

県としては、再生可能エネルギー導入を推進する立場であると同時に、法規制に係る指導をする立場ですので、まずは法令遵守が大前提であると考えています。

太陽光発電設備については、法規制上は建築物ではありませんので、計画地の造成等に関する開発許可が不要で、宅地造成等規制法に基づく手続が必要となっています。これに関しては、当該計画地は、担当課である建築課に申請が提出されまして、ただいま審査中と聞いています。

大規模な整備計画をめぐり、宮本委員がおっしゃいました景観、防災、生活環境の影響懸念等で、全国的に、周辺住民などとトラブルになるケースもあると聞いていますが、企業の一事業活動になることでもありますので、基本的には利害調整、景観保全、安全確保等については計画されている事業者の責務において取り組んでいただくことと認識しています。以上です。

**○柳原環境政策課長** 景観対策で環境アセスメントについてお尋ねいただきました。

環境アセスメントは、周辺への環境影響が著しいものとなるおそれがある事業に対して、あらかじめ事業者みずからが評価を行い、環境の保全を図るものであり、制度の手続としては、他の許認可とは異なり、事業者が作成した準備書などの図書を公告・縦覧し、環境審議会や関係市町村長の意見を聞いて知事が意見を述べるというもので、対象としている事業は、環境影響評価法及び県環境影響評価条例で定められており、法では道路やダム、鉄道の整備など13種類の事業を対象としています。県条例では面積要件等を法定基準よりも厳しくして、道路やダムの整備など7事業、法対象外の事業として、土石の採取事業など4事業を定めています。太陽光発電については、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭という、いわゆる公害の発生しないクリーンなエネルギーであることから、法及び条例において環境アセスメントの対象とはしていません。

全国で唯一、長野県が50ヘクタール以上を面積要件として、太陽光発電事業を条例で環境アセスメントの対象としているのが現状です。以上です。

**○宮本委員** ご答弁いただき法律も条例もこのメガソーラー設置をとめることができないことがわかったのですが、だからといってこのメガソーラー設置を許していいのかという思いを非常に強く思っており、住民説明会でのメガソーラー設置の事業主の太陽設備の説明は非常に不誠実なものでした。2週間後に回答するということだけははっきりと言って、それをずっと繰り返す、何を聞いてもそれを繰り返すという説明だったのですが、1カ月たって何の返事もないと。

先週の8月10日、自治会の代表者が13名で要望書を持っていったけれども、会社側は若い女性社員がかわりにそれを受け取って、伝えておきますというだけで不誠実な対応だったと。アポイントをとって行ったにもかかわらず、そういう対応だったということで、先ほどご答弁がありましたように、建築課が許認可をする対象になりますので、条件が整って書類が提出をされたら最終的には建築課が設置を認めるということになって、そうするとどんどん進んでいくことになるのですが、何とかほかの方法で住民のさまざまな不安や心配事に応えるような対応ができないのかと。企業に対して、法律上はクリアしているのだから、住民が泣こうがわめこうが説明会は二度とやらない、要望書も受け取るだけで回答はしないと。説明会で数十人いる住民の前で2週間後に回答しますと繰り返し言ったけれども、法律上そのような義務はないから回答は一切しないという姿勢を許していいのかという思いが非常に強くあるのです。この点についてどうお感じですか。

**○宇都宮エネルギー政策課長** 先ほど申し上げましたとおり、今、建築課で、宅地造成の申請に係る手続をしています。その際に、それらの指導等もしていると聞いていますので、その許認可の手続の中での指導という形での対応になろうかと思えます。以上です。

**○宮本委員** これにかかわっている住民がローズタウン若葉台だけで約300世帯、その周辺の若葉台自治会となるともっと多い世帯数になります。全部合わせると1,000世帯ほどの住民がこのメガソーラー建設による影響を受けるかもしれないと心配をしていると。会社側の不誠実な対応に皆さん非常に怒っておられて、心配事がクリアできるのかどうか、解決されるのかどうかと日々悩んでおられると。その頭の上で県と業者がキャッチボールして、条件がクリアしたらゴーサインを出すということで本当にいいのかという思いを持っているのですが、それでいいのですか、ということです。

**○宇都宮エネルギー政策課長** 先ほど申し上げましたとおり、県としても、開発に関する手続が法的に問題なければ、当然、県の不作為等になることにもつながりますので、法令の中での手続をする形になろうかと思えます。

**○宮本委員** これ以上やっても限界だと思いますので、やらないですけれども、この案件で明らかになったのは、何というのか、せつかく再生可能エネルギーが設置をされようというときに、著しく住民に影響を及ぼす、あるいは及ぼすおそれがあるようなものに対して、県が全く手出しできないということでもいいのかという思いを強く持ちまして、これは国できちんと法律が整備されて、住民の合意を得るということがなされるべきだと思いますし、長野県は独自の条例をつくりました。京都府も同じように条例をつくろうという議

論がさきの6月議会で府知事からも言われていると聞いていますので、だんだんそういう流れになっていくかとは思いますが、今回のような事例が奈良県で次々と出てきかねないと思いますので、本県としても何らかの形、平群町議会で何か条例をつくろうかという動きもあるようですけれども、このままいきますと今月中にもメガソーラー設置の許可が建築課から出かねないという情勢だと聞いていますので、この点はそういった法整備や条例の制定が必要だと思いましたので、その点はこの委員会に対して問題提起をしておきたいと思います。

その上で、委員長に1つ要望ですが、この問題にかかわる担当課として、先ほどの建築課、それから、排水の問題がありますので、最終的には水利権者の合意がないと建築課も許可を出せないということですので、河川課もかかわってくるかと思うのです。また、防災という観点からいいますと、砂防・災害対策課もこの問題にかかわってくるかと思うのです。9月定例県議会の事前委員会で、この問題の進展がどうなるかということありますけれども、この問題に対して改めて建築課、河川課、砂防・災害対策課が、どうかかわってきたのかと。こういう住民の心配事に対して応える手だてがないのかについて、再度聞きたいと思いますので、次の9月定例県議会の本委員会に際しては、答弁者としてこの3つの担当課長に出席していただくことを求めたいと思うのですが、その点要望しておきたいと思います。

この問題については以上で終わります。

**○上田委員長** 今、宮本委員から本日出席理事者以外の理事者の出席要請がありました。宇都宮エネルギー政策課長で、今、宮本委員から指摘のありました建築課、河川課、砂防・災害対策課の3課の今現在の審査状況、進捗状況で把握しておられる部分、答えられる部分がありますか。

**○宇都宮エネルギー政策課長** まず、建築課に出ています宅地造成の申請については、6月下旬ごろに申請が提出され、審査に入り、7月下旬ごろに業者に補正の指導等をして、その再提出がまだされていない状況と聞いています。以上です。

排水等についても、宅地造成の申請の中で示されるということで、それもあわせて指導していると聞いています。以上です。

**○上田委員長** 今、宅地造成許可申請が出ていて、現在進行形の審査中という認識でいいですね。今現在宮本委員が懸念されている審査の経過ですけれども、近々に許可の日に来るのではないかというあたりなどニュアンス的にもわかりませんね。

○宇都宮エネルギー政策課長 先ほど申しあげましたとおり、補正の指導を出しているということですので、補正の指導に対しての再提出がない以上は許可はできないと聞いていますので、それを今現在待っていると聞いています。

○上田委員長 多分、エネルギー政策課の立場ではその辺までの回答しかできないのかと思います。

次の9月事前委員会において出席要請という、宮本委員からの要請でした。

議会事務局長、9月事前委員会の日程はいつですか。

(「14日」と呼ぶ者あり)

9月14日、当委員会の事前委員会開催予定日です。それまでの間に、今の宅地造成申請の進捗がどのように動くのかというところもありますけれども、宮本委員がおっしゃった今一番懸念の部分が、建築課、河川課、砂防・災害対策課の3課になる部分ですので、今の段階で事前委員会に出席を求める方向で考えたいと思いますが、委員の皆さん方の意見を聞かせてください。

○奥山委員 宮本委員の言われることもよくわかる。これについてはどうなっているか知りたいけれども、基本的に建設委員会の関連部署が砂防・災害対策課などいろいろ多いのでエネルギー政策推進特別委員会にまで呼んでという話になるのかと思うのだけれど、この件は常任委員会で審議したらいいと思う。

○宮本委員 建設委員会で審議するというのも一つの手だと思いますが、私が問題にしているのは、太陽光パネルやメガソーラーを国は再生可能エネルギーとして推進をしています。それに対して起こってきているさまざまな問題ですから、エネルギー政策の重要な柱の一つだと思うのです。

(「あなたはね」と呼ぶ者あり)

私はね。そういった問題をこの委員会で議論することが県のエネルギー政策の方向を示していく上でも非常に大事なことだと思いますので、この委員会で議論をすることに大きな意義があると思いますので、そういう点でぜひ議論をしたいと思って問題提起をしたということです。

○奥山委員 私はそう思わないから、エネルギー政策推進特別委員会からこの部署のこの件だけは常任委員会できちんとしっかり審議してくださいと、またむしろこちらから言って、しっかりとやっていただくのが一番いいスタイルかと思って私は意見を言っているだけです。だから私は必要はないと思います。



○上田委員長 出席要請の件について、分かれた意見が出ました。出席要請するしないについては、一定の質疑が終わった後、委員間討議の際に答えを出したいと思いますので、それまでお待ちください。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

宮本委員、ほかには。

○宮本委員 ないです。

○佐藤副委員長 副委員長ということで最後に発言をさせていただきます。

啓発事業について、具体的な例としては、奈良県の次世代エネルギーパークの体験バスツアーが8月9日に実施されたということですが、この点についてお伺いをします。参加者や寄せられた意見等の報告を説明していただけますか。

○宇都宮エネルギー政策課長 次世代エネルギーパーク見学バスツアーについて、去る8月9日に実施しました。見学先については、橿原市にありますクリーンセンターかしはらで一般廃棄物と廃棄物を活用した発電の仕組みを見学していただきました。近鉄花吉野ソーラー発電所では太陽光発電と電気自動車を利用した災害時の避難所への電力供給のスキームを見学しました。参加者については、募集定員40名について、応募数30名ありましたが、当日キャンセル等があり、25名の参加でした。アンケート等では、見学内容等については、好意的な評価がほとんどでした。夏休みの自由研究のテーマにしたいという感想や、クリーンセンターかしはらは一般廃棄物の処理もありますので、ごみの分別の必要性、花吉野ソーラー発電所は、電気自動車の活用法に関心が高まったというご意見をいただいています。以上です。

○佐藤副委員長 定員40人に対して参加者25名ということで、その点もさることながら、アンケートを事前に提出していただきまして、その中にもありますように、私もすごく不思議に思っているのですけれども、実は前の委員会があることしの1月にバイオマス発電所の視察に行ってきました。今回のバスツアーは、非常によい内容なのですがアンケートにもバイオマス発電所が見たい、小水力発電所を見たかったという意見もありますし、改めて見ますと、この中でバイオマス発電所という一文だけで載っている、小水力発電所については触れられていないという偏った内容になっているかと思えますけれども、何か事情等あったのでしょうか。

○宇都宮エネルギー政策課長 見学先の選定については、木質バイオマス発電所の大淀町にありますクリーンエナジーも候補には上げていましたが、正直なところを申し上げます

と、昨年度この事業を行うに当たり、予算措置した段階では、クリーンエネルギーの見学料が有料ではないと認識していましたが、実際のところ1人当たり2,000円余が必要ということで、予算的な面で今回候補から外したということです。以上です。

**○佐藤副委員長** 実際にお話を聞いている中で、バスツアーの選定からバイオマス発電所は外したというところで、炉が休止中であったという話も聞いています。予算についても100万円が計上されていますけれども、自然エネルギーを活用していくには多大な予算が投じられるわけです。特にバイオマス発電所については多大なる県税が投入されて、それまで99%の太陽光自然エネルギーの効率化ということだったのですけれども、このバイオマス発電所が加わることによって、バランスが相当是正されている。そういったところも踏まえて、バイオマス発電所はやはりツアーの中に盛り込むべきであったと考えます。それが先ほど問題が明るみになったのですけれども、資料にもありますように、1名当たり2,000円かかると費用が異様に高いように思います。そして、それに対して予算が十分ではないということも明るみになったのですから、次の取り組みについて、ぜひ選定の方法、時期、予算の組み方も考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○宇都宮エネルギー政策課長** 副委員長からご意見をいただきまして、それを踏まえて来年度以降の事業に反映させていきたいと考えます。以上です。

**○佐藤副委員長** 加えて申し上げますとすれば、今回のバスツアーに関して定員を大きく下回ったということ、ターゲットが小中高校生ということで、8月9日は夏休みに入りますけれども、ここで募集を一度延長しているのですよ。それに対して前回は、カテゴリーのない一般の方にどうぞという状態で募集をかけられて、実際に締め切り日前に閉じるという内容になっているかと思います。マーケットの選定も必要かと思います。私は文教くらし委員ですので、小中高生に対してはこういうエネルギーパークや、県の施設をぜひ高校教育、教育の中で活用していただきたいと、部署間の連携もとっていただきたいと思っておりますけれども、その点もあわせてお答えいただけますか。

**○宇都宮エネルギー政策課長** 副委員長がおっしゃったとおり、昨年度は41名の参加がありまして、保護者など成人も含めて28名、半数以上が大人の方ということで、今年度については、小中学生を主体とした形で実施したところ、こういう結果に至ったということです。この結果も踏まえて、次回以降の参加者をどうするかは検討していきたいと考えています。

今回、小中学生に絞る際には、当然ながら各学校等にもチラシ等の配布はしましたがこ

ういう結果に至ったということで、この反省を踏まえ、今後の事業に生かしていきたいと考えています。

○佐藤副委員長 ぜひ推し進めていただきたいと思います。特にチラシの配布が多くなるかと思しますので、こちらにも予算をしっかりと充当していただいて、啓発事業を推し進めていただきたいと思います。

もう1点、一般競争入札について、奈良県の山間地域風況調査事業の入札の締め切りが6月23日に終わっているかと思いますが、今後のスキームをお聞かせいただけますか。

○宇都宮エネルギー政策課長 小型風力発電導入可能性研究事業という形で進めています。従来の大型風力発電は、県内の導入については十分な風況、立地等の条件等が非常に悪く、なかなか適地が少ないという状況の中で、近年、小型の風力発電が研究されまして、比較的弱い風でも一定の発電が見込める等から、県内における導入についての可能性を探ろうとするものです。

6月に委託業者の選定をし、株式会社リアムコンパクトと契約をして、まず、小型風力発電の研究で実績のある九州大学の協力を得て、県内での導入可能性の調査・検討を進めています。現在のところ、株式会社リアムコンパクトを委託業者として、風況、いわゆる風向きと風速についての測定、その調査候補地の選定を行い、今、南部山間地域で3カ所程度、候補地を選定したところです。風向計や風速計を設置するのに自然公園等の中にあるところもありますので、それらの許認可手続等を進めているところです。9月中旬から風況調査を実施して、風況マップの作成、適地の選別を行う予定としています。

それとあわせて、九州大学の専門家を招いて、風車のモデルがどれぐらいの規模が適当か、それによります発電量の見込み、採算性等について検討して、可能性を探っていきたいと考えています。以上です。

○佐藤副委員長 スキームをお聞きしましたが、先ほど宮本委員からもメガソーラーの話がありましたが、バイオマス発電所ができる前に、奈良県のエネルギービジョンでもうたわれていますが、平成27年11月現在で奈良県の再生可能エネルギーの導入率は42位と下位です。そして、全体の99%以上が太陽光であるということで、エネルギー白書でも問題提起されていますが、太陽光発電は非常にバランスが悪いと。市場においても悪化させることが懸念されるという報告もされています。その中で、後進であった風力発電、奈良県においては風力発電という方向性が今後のエネルギー政策の中心課題になっていくかと思えます。バイオマス発電所もできました。そしてこれからは風力発電の道を

切り開いていく必要があるかと思えます。

しかし、ここで落とし穴があると私は思っています。先日、いろいろ調べて回ったのですが、京都府の太鼓山の風力発電所は、全国的な失敗事例として報告されています。どこの時点で失敗したのかについて何か奈良県としてはつかんでおられますか、お答えいただけますか。

○宇都宮エネルギー政策課長 羽根が落ちてとまっているということで今聞いています。

○佐藤副委員長 それだけでなく、実はとまったり、実際に首がもげたり落下物が生じてしまっているということにもなっています。どういうことかという、一般的な報告書の中にもありますように、風況調査がずさんであったのではないかという指摘がされています。今回、奈良県としては風力発電を導入する、まずその調査に入るわけですが、十分に注意していただきたいと思っています。風車の羽根が落下したというだけではなく、風車の選定が風況調査とマッチングしていなかったというアンバランスによって失敗事例として経済産業省からも報告書が上がっていますが、その点、いかがお考えですか。

○宇都宮エネルギー政策課長 今回の調査については、先ほど副委員長がお述べのとおり、国でやっておられる風況マップが500メートル四方の解像度でされているものがあります。それをもっと精緻なものにするために、今の候補地を選び風況調査を実施する予定です。50メートル四方の解像度を出して、適地等の選定をする予定をしています。それを踏まえて、適切な風車容量等について可能性を探っていきたいと考えています。以上です。

○佐藤副委員長 十分慎重に物事を進めていただきたいと思えます。研究会や協議会もされるという話は聞き及んでいますけれども、いろいろ心配することもあり、ぜひとも協議会の案内などお知らせいただければと思えます。これからの奈良県のエネルギー政策を大きく変える分岐点に今差ししかかっているかと思えますので、風力発電はどんどん進めていただきたいと思えます。全国の失敗事例が報告されていますので、こちらのほうも十分研究されて、失敗のないようにしていただきたいと思えます。

共通することで言えば、いきなり100%の状態を導入するということで失敗というのがとまらないということもありました。そこで、段階的に試験導入をしてみて、果たしてその土地において風車がマッチングしているのかどうか、実際の出力はどうだということで段階的に開発、設置という流れも一つかと思えます。そういったところも踏まえて今後進めていただきたいと思えます。

新任の村田地域振興部長にお聞きしますけれども、持続可能なエネルギーということで、

県エネルギービジョン、エネルギー白書にもうたわれていますが、県としてはこれからは持続可能なエネルギーとしてどのように取り組みをされるのか、改めてお聞かせいただけますか。

**○村田地域振興部長** お尋ねの持続可能なエネルギーの導入拡大についてのご質問ですが、ご承知のとおり、東日本大震災をきっかけにして、再生可能エネルギーの関心が非常に高まっているところで、国の政策としてFIT制度などの、さまざまな補助制度の後押しがあって、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入が急速に進んできたところです。今後については、これまで入ってきた大規模設備の導入が鈍化をして、そして、量的な面では急速な伸びは失われていき、家庭や事業所単位での小規模な設備導入は全国的には積極的に進んでいくという流れではないかと私自身は考えています。

本県のエネルギー政策については、第2次奈良県エネルギービジョンが政策の核となっていることは、佐藤副委員長ご指摘のとおりですけれども、ここでも量的な拡大そのものが目的、これだけが目的ではなくて、エネルギーの地産地消、緊急時のエネルギー対策など地域における課題解決の手段として再生可能エネルギーの導入を促進していくという考えのもとで、目指す方向として、分散型エネルギーの推進と地域へのエネルギーの安定供給を考えているところです。これに沿った基本方針として、エネルギーを活用した地域振興の推進など4つの推進項目として上げているところで、地域振興部が中心になり、持続可能なエネルギー政策の導入の考えに向けて鋭意取り組みを進めてまいりたいと考えています。以上です。

**○佐藤副委員長** 新任であるにもかかわらず、しっかりとした答弁をしていただきまして、その方向性で進めていただきたいと思います。

その中で何点か重要なことに触れられたかと思えますけれども、奈良県のこれからのエネルギーを考えていく上で、なかなか難しいと言われていますが、省エネということも考えていかなければなりません。エネルギービジョンの内訳の中の省エネスタイルの推進において、省エネ診断を受けたのちに県の補助が予算化されていますけれども、その後の取り組み姿勢を担当課長に、お答えいただけますか。

**○宇都宮エネルギー政策課長** 省エネに関しては、従来から夏季、冬季の電力逼迫状況を控えて節電協議会を設置して、それぞれ協議会に参画していただいている企業、団体等とあわせて省エネに取り組む形で、この夏についても7月に節電協議会を開催して、夏季のキャンペーン等を張らせていただき、節電、省エネに取り組んでいる状況です。

あわせて、先ほど地域振興部長から答弁しましたが、エネルギービジョンの推進について、奈良県エネルギービジョン推進協議会も立ち上げています。有識者、市町村、関連企業、団体などで構成していますが、その中で情報や課題等の共有を図り意見交換を進めていく中で、施策へ反映させていきたいと考えています。以上です。

○佐藤副委員長 改めてお伺いしますが、省エネ診断を受けて県の補助金、設備投資の補助金の適用がされた企業とその後はどうでしょうか、その点お答えいただけますか。

○宇都宮エネルギー政策課長 国の省エネ診断を受けていただき、その後、県の事業所に対します省エネ整備改修等の支援に係る分ですが、昨年度14件の実績がありまして、今年度については現在4件の手続をしています。以上です。

○佐藤副委員長 省エネ診断とともに、国と連動する形で、特に風力よりも後手に回ってしまっている熱エネルギーの活用ということもこれから考えていかなければいけません。その中で、各事業所が持つ熱源も把握していく必要がありますので、ぜひこの省エネ診断を受けて国の利用ということで、国の設備補助金という形で連動していますから、熱源マップの作成も視野に入れて、エネルギーの有効活用、効率化に対して取り組む姿勢を示していただきたいと思います。

最後になりますが、少し気になりましたので、あえてこれは発言させていただきたいと思います。太陽光発電の設備投資に対して租税優遇措置が、今、奈良県ではどのようになっていますか。

○宇都宮エネルギー政策課長 現在把握していませんので、確認させていただきたいと思います。

○佐藤副委員長 最後の租税優遇措置に関しては、事前に話もしていませんでしたので、後ほど説明にきていただきたいと思います。太陽光発電が過度に市場を刺激しているという市場からの声も届いています。その中で、県がこれから風力を進めていくことも非常に重要だと思っていますし、省エネや熱源などを有効活用した上で、持続可能なエネルギーを県としてはこれから進めていくことが重要な課題になってくるかと思っています。県民に多大なる税金を投じて活用するわけですから、その中で一番大切なのは、しっかりと啓発事業を進めることだと思いますが、最後にその点、村田地域振興部長、まとめていただけませんか。

○村田地域振興部長 佐藤副委員長ご指摘のとおり、エネルギー政策、特に次世代エネルギーの推進に当たりましては、県民のご理解、ご協力をいただくことが大変重要であると

私どもも捉えていますので、ご指摘のありました啓発活動については、これまでの反省も踏まえて、最初にバスツアーのお話もありましたけれど、これらも含めて積極的に本年度、実施したいと思っています。以上です。

○佐藤副委員長 ありがとうございます。

○上田委員長 それでは、宇都宮エネルギー政策課長、税の関係の質問に対する説明を佐藤委員に後ほどわかり次第お知らせください。

ほかに委員の皆さん方、ご発言等ございませんか。

それでは、質疑等をここで終結します。

理事者の皆さん、ご退席ください。

それでは、引き続きこれより委員間討議を行います。

委員会のネット中継が続いておりますので、ご発言の際にはマイクを通してご発言いただくようお願いを申し上げます。

まず、理事者の出席要請について、先ほど宮本委員からの3課長の出席要請の件です。このことについて奥山委員からのご発言もあり、皆さん方のご意見をお聞かせいただきたいと思います。

○川口（延）委員 最終的には委員長判断にお任せしますが、事前委員会が9月14日で、ほぼ1カ月先になりますので、案件的に急ぐ話であれば、この後日に建設委員会がありますので、建設委員会での議論も考えていただければいいのかと思いますけれども、9月14日で問題なければ別にこのエネルギー政策推進特別委員会でも取り扱ってもいいのではないのかと思います。

○上田委員長 今、川口委員からご発言がありました。建設委員会の初度委員会が9月1日です。ということは、日程的に建設委員会までの間に、今まさに宅地造成の許可申請審査中の案件であり、それまでの動向もありますし、建設委員会での発言ももちろん含めて考えていただくという形にして、奥山委員が先ほどおっしゃったように、一定の結論がここで見出せているならば、宮本委員の納得のいく部分がどこに落としどころになるのかになるのですけれども、どうでしょうか、ほかに特段の意見がありませんでしたら、私のほうで時系列に委員会の開催日程と今の宅地造成許可の推移を見ながら正副委員長協議の上で判断させていただきたいと思うのですけれども、お預かりさせていただいてよろしいですか。

○宮本委員 わかりました。今、審査中ということですし、9月1日に初度の建設委員会、

9月12日に9月定例県議会の事前の建設委員会、9月14日に当委員会となりますので、その中での議論をきちんと拝見して、改めて正副委員長の協議に委ねたいと思います。

私が問題提起をしたかったのは、こういうことが今後頻繁に起こり得るというもとの、国の法整備や県の条例などが必要だと思いましたが、その点は問題提起しておきたいと思います。以上です。

**○奥山委員** 常任委員会の所管や例えばエネルギー政策推進特別委員会の理事者一覧表で出席を求めている中で、特別委員会でこういうことがこれからあまりにも頻繁に起こると、特別委員会と常任委員会の意味がないという持論があるもので、それなら緊急を要することのようなので、これは常任委員会でとりあえず審議するやり方のほうがいいと。抜本的に特別委員会と常任委員会の理事者一覧表も含めて、内容も改めて考えないといけないということになりかねないので、あえてこういう発言をしたことだけ理解していただきたいと思います。

**○田尻委員** 私は、建設委員会の副委員長をしていますから、きょうの議論を十分踏まえた中で、建設委員長とも相談をしながら、答弁すべき理事者も出てきており、許可の時期等も踏まえて、まだ早かったなどということもあり得るかもわかりませんので、そのときは再度建設委員長とも相談をするということで、私は当事者で、一番よく聞き及んでいますので、建設委員長や建設委員会の委員にもその向きで対応させていただきたいと思っています。

**○上田委員長** 取りまとめというようなご発言をいただきました。日程的なことや推移を見ながら進めたいと思います。

実はこの太陽光パネルの平群町若葉台ローズタウンの現場は、私も住民から相談を受けている立場ですので、大変注目しなければならない部分です。宮本委員ともどもに注目しています。

まず建設委員会の審議事項の推移を見る、そして、宅地造成許可の日程的なことの推移も見るという中で進めていきながら、次回の当委員会への出席要請が必要かどうかをその時点で判断するという形で、正副委員長にお預けいただきたいと思います。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、理事者の出席要請についてはこのようにしたいと思います。

それでは、これで当委員会を閉会します。